

財政援助団体等監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査の結果（令和元年11月1日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

令和元年12月16日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同		村	山	秀
同		渡	辺	元
同		中	野	信
			吾	

管 財 第 110 号
令和 元年 11 月 29 日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

財政援助団体等監査結果についての措置状況（通知）

令和元年 11 月 1 日付けで通知のあった財政援助団体等監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

財政援助団体等名 及び所管部課等名	監査の結果	措置状況
一般財団法人山形 市都市振興公社 財政部管財課 商工観光部雇用創 出課、山形ブラン ド推進課 まちづくり政策部 公園緑地課 都市整備部道路維 持課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 野草園管理事業の指定管理業務において、管理運営業務仕様書に記載された内容で業務を行っていないもの（一般財団法人山形市都市振興公社） ・野草園浄化槽設備保守点検管理業務 ・野草園清掃業務	1 ・野草園浄化槽設備保守点検管理業務 業務委託契約仕様書の作成においては市の基本協定書仕様書（管理運営業務仕様書）と照合し、内容が一致しているか確認を徹底するよう指導した。 また、浄化槽清掃完了報告書が提出された際の検収においても、仕様書と合致しているか再度確認を徹底するよう指導した。 なお、令和元年度から、速やかに市の基本協定書仕様書に記載された保守点検回数を実施するよう、再委託業者と変更契約の締結を行うよう指導した。

	<p>2 指定管理に係る協定書及びその履行において、次のようなものがあつた。</p> <p>(1) 駐車場管理事業、駐輪場管理事業、野草園管理事業及び馬見ヶ崎プール管理事業について、年度協定書に別紙計画書及び予算書が添付されていないもの（道路維持課、公園緑地課）</p> <p>(2) 駐車場管理事業について、指定管理料で購入した備品を市の備品として登録していないもの（道路維持課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラミネーター ・プリンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・野草園清掃業務 <p>今後は基本協定書に沿って業務が実施されているか、確認を徹底するよう指導した。</p> <p>2</p> <p>(1) 年度協定書に計画書及び予算書を添付した。</p> <p>(2) 今後、月別利用状況報告書において報告を受けた段階で登録を確実にを行うようにする。また、漏れが無いよう、公社と道路維持課で備品移動登録の用紙に備品台帳の登録日を記載するようにする。</p>
--	---	--